

【2・3号認定利用者負担額表】

各月初日の支給認定子どもの属する世帯の階層区分			利用者負担額（月額）円			
			3歳未満児		3歳以上児	
階層区分	定義（金額は世帯の市区町村民税所得割課税額）	推定年収	保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間
第1階層	生活保護世帯等		0	0		
第2階層	非課税世帯	～約260万円	0	0		
第3階層	均等割のみ課税世帯	～約270万円	6,300	6,000		
第4階層	20,000円未満		9,500	9,200		
第5階層	20,000円以上48,600円未満	～約330万円	12,700	12,400		
第6階層	48,600円以上60,700円未満		14,700	14,300		
第7階層	60,700円以上72,800円未満		16,800	16,400		
第8階層	72,800円以上84,900円未満		18,900	18,500		
第9階層	84,900円以上97,000円未満	～約470万円	21,000	20,600		
第10階層	97,000円以上117,000円未満		24,400	23,900		
第11階層	117,000円以上135,000円未満		27,800	27,200		
第12階層	135,000円以上169,000円未満	～約640万円	31,200	30,600		
第13階層	169,000円以上213,000円未満		35,000	34,200		
第14階層	213,000円以上257,000円未満		38,800	38,000		
第15階層	257,000円以上301,000円未満	～約930万円	42,700	41,900		
第16階層	301,000円以上349,000円未満		49,300	48,300		
第17階層	349,000円以上397,000円未満	～約1,130万円	56,000	55,000		
第18階層	397,000円以上	約1,130万円～	56,000	55,000		

令和元年10月1日からの
 幼児教育・保育無償化により、
 3～5歳児クラスのお子さんの
 利用者負担額は無料になります。